

第 1 章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

日本の人口は平成 27 年 10 月 1 日現在で約 1 億 2,709 万人、そのうち高齢者の人口は約 3,347 万人で高齢化率は 26.6%となっています。昭和 22 年から 24 年に生まれた、いわゆる団塊の世代が平成 27 年までに 65 歳以上に達したため、今後、高齢者人口の増加はやや緩やかになると予想される一方、高齢者全体に占める 75 歳以上の人口の割合が、年々、増えていくこととなります。団塊の世代が 75 歳以上に達する 2025 年（平成 37 年）には、全人口に占める 75 歳以上の人口の割合は、約 17.8%になると推計されています。

摂津市は、日本全体に比べると、若い世代の市内への転入の見られる地域ですが、それでも、介護保険制度の導入された平成 12 年には高齢化率が 11.6%であったところが、平成 29 年 9 月末には、高齢者の人口は 21,553 人で、高齢化率は 25.3%となっています。今後、日本全体と同様に、75 歳以上の人口が増えていくことになると推計されます。

こうした状況を見据え、前計画である第 6 期計画では、介護保険制度の大幅な見直しに対応して、地域包括ケアシステムの構築を目指し、住民や保健福祉関連団体、行政などのすべてが支え合う仕組みを構築することに取り組んできました。

平成 30 年施行の改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの深化・推進が掲げられ、高齢者の自立支援・重度化防止や医療計画との整合性の確保のもと、医療と介護の連携推進が求められています。さらに、地域のあらゆる住民が支え合いながら活躍できる地域コミュニティを目指す「地域共生社会」の実現を見据え、包括的支援体制の整備が推進されます。また、介護保険制度の持続性を確保するために、負担の公平性の確保などが掲げられています。

よって、「第 7 期せつつ高齢者かがやきプラン—摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画—」においては、第 6 期計画の方向性を継続・発展して、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保に努めるとともに、特に自立支援、介護予防・重度化防止など、2025 年（平成 37 年）に、後期高齢者が地域で元気に暮らせる社会を見据えた、中長期的な計画の中間段階として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、「せつつ高齢者ががやきプラン」として一体的に策定するものです。

策定にあたっては、「摂津市総合計画」をはじめ、「摂津市保健福祉総合ビジョン 2016」「摂津市地域福祉計画」「健康せつつ 21」「摂津市障害福祉計画」「摂津市住宅マスタープラン」等と整合性を図るとともに、大阪府と連携し「大阪府保健医療計画」等の大阪府が策定された計画とも整合性を図りながら、市が推進する高齢者福祉施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取組方針を明らかにするために策定する計画です。

3 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とし、平成 37 年度のあるべき高齢者像の実現に向けた中長期的な計画の中間段階となります。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)	平成 36 年度 (2024)	平成 37 年度 (2025)
第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画			第 9 期計画	あるべき高齢者像
第 8 期計画										
平成 37 年（2025 年）のあるべき高齢者像の実現に向けた取組										

4 計画の策定体制

本計画は、幅広い関係者の参画によりさまざまな視点からの検討を行うため、公募市民をはじめ、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民団体代表などから構成された「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、審議を進めながら策定しました。また、計画の策定にあたっては、庁内関係部局と連携し、以下の方法で市民の意見や意向を把握するとともに、大阪府とも調整を図っております。

(1) 調査の実施

計画策定の基礎資料を得る目的で、50歳以上の市民、一般高齢者、要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。また、要介護認定者を対象に「在宅介護実態調査」を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画案に対して市民から広く意見をいただくため、市ホームページをはじめ、市役所や公民館、図書館、特別養護老人ホームなどを通じて、パブリックコメントを実施しました。

(3) 大阪府との調整及び連携

本計画の策定過程においては、大阪府から作成上の技術的事項における助言を受け、協議を行いました。

